

納税カレンダー（令和5年度）

税目		納税月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
		納期限	口座引落日	5/1	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/28	1/31	2/29	4/1	
個人市民税 県民税	普通徴収	期別納付			1期			2期		3期			4期			
		一括納付			一括											
	特別徴収	給与	翌月の10日まで													
		退職金	支払った月の翌月の10日まで													
		公的年金	1回		2回		3回		4回		5回		6回			
法人市民税		事業年度終了の日から2か月以内														
固定資産税 都市計画税	期別納付	1期			2期							3期		4期		
	一括納付	一括														
軽自動車税 (種別割)	年税 ※ 一括納付のみ		1回													
軽自動車税(環境性能割)		軽自動車の取得日から15日を経過する日まで														
たばこ税		売り渡した月の翌月の末日まで														
鉱産税		売り渡した月の翌月の15日から末日まで														
入湯税		入湯した月の翌月の15日まで														
事業所税	法人	事業年度終了の日から2か月以内														
	個人	翌年の3月15日まで														
国民健康 保険税	普通徴収	期別納付				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期			
		一括納付				一括										
	特別徴収	1回		2回		3回		4回		5回		6回				

【注意】

- ・ 市民税・県民税の給与所得に係る特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収します。
- ・ 市民税・県民税の公的年金からの特別徴収は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の計6回で徴収します。
- ※ 令和5年度から、初めて（改めて）年金特別徴収になる人は、10月から徴収します。
- ・ 国民健康保険税の特別徴収は、4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の計6回で徴収します。
- ・ 納期限（各納期の最終日）が、土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その次の平日が納期限となります。
- ・ 口座振替による納付の振替日（口座引落日）は、各納期の末日です。【P69】
- ※ 一括納付の振替日は、それぞれ第1期の納期限です。
- ・ このほか随時課税が発生することがあります。
- ※ 随時課税とは、修正申告や期限後申告、国民健康保険加入者の異動などにより税額が増額になる場合で、通常の納期で対応できない場合に、これ以外の納期限で課税をすることです。